

評 価 項 目 ・ 評 価 点 ・ 評 価 内 容 ・ 提 出 書 類 等

< 概 要 版 >

平成29年度～平成32年度

大阪府本庁舎(咲洲庁舎を含む)他9施設の清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札

平成29年度から平成32年度までにおける大阪府本庁舎（咲洲庁舎を含む）他9施設の清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札に関する評価項目、評価点、評価内容及び提出書類

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方法(※詳しくは詳細シートを参照のこと)	確認(企画提案内容の担保)方法等	
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細				
	[1] 価格評価	50	50	入札金額の評価 (別紙1参照)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点は一律最高点(50点)とする。 ※低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点に差は生じない。 ○ 低入札価格調査基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札価格調査基準価格を当該入札金額で除して得た率を価格評価最高点(50点)に乗じて算出する。(小数点以下切捨) ※予定価格を超える金額で入札を行った者の価格評価は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入札書 (施設により提出方法が異なる) <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立大学中百舌鳥キャンパス、大阪府立病院(5施設)及び大阪産業技術研究所は、所定の様式(入札書)による。 ・上記以外は、電子入札システムへの入力による。 	左記の評価内容の詳細による		
[2] 技術的評価	研修体制	14	14	I 技術力向上のための研修制度等の設置 (別紙3参照)	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修実施の有無及び研修内容を総合的に評価する。(平成28年4月1日から平成29年3月31日までに実施した研修) 2 契約期間中(平成30年1月31日までに実施)の研修計画の有無及び研修内容を総合的に評価する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修実施報告書(様式1) 2 研修実施計画書(様式2) 	予備点数→評価点数 (別紙2参照) 0点→0点、1点→1点、2点→2点、3点→3点、4点→4点、5点→5点、6点→6点、7点→7点、8点→8点、9点→9点、10点→10点、11点→11点、12~13点→12点、14~15点→13点、16~17点→14点	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修実施の有無及び内容を総合的に評価する。(予備点2点) 2 研修計画の有無及び内容を総合的に評価する。(予備点2点) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修実施報告書(様式1)の事実確認→府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリングにより行う。 ※落札候補者となったときは、ヒアリング時に受講修了証(修了証が発行されていない場合は、受講者名簿の写しで可)及び研修レジュメ等の写しを提出。 2 研修実施計画書(様式2)の実施担保→仕様書に規定し、研修実施報告書(契約締結後配布)により報告を求め、受講修了証(修了証が発行されていない場合は、受講者名簿の写しで可)及び研修レジュメ等(写し)により確認を行う。
	履行体制			II 適正な履行を確保するための仕様に対応した作業計画表等の確認 (別紙4参照)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各施設の仕様に基づく日常清掃業務、定期清掃業務及びその他業務の作業計画表等の内容及び作業員の配置状況等を評価する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 日常清掃業務作業計画表(様式指定なし) ② 定期清掃業務作業計画表(様式指定なし) ③ その他業務の作業計画表(様式指定なし) ④ 業務実施体制図(様式指定なし) *②及び③は該当施設のみ適用	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様に応じた内容の作業計画表を評価する。(予備点2点) ・仕様に応じた内容の作業員配置計画を評価する。(予備点1点) ・業務実施体制図の整備状況を評価する。(予備点1点) 	○ 作業計画表等を仕様書に規定	
	品質保証への取組			III 品質保証への配慮 (別紙5参照)	<ol style="list-style-type: none"> 1 品質ISO9001認証の取得状況(申請中を含む)を評価する。 2 苦情処理要領(マニュアル等)の整備状況及び内容を評価する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 品質ISO登録証(写し)又は、品質ISOを申請中である旨の証明書 2 苦情処理要領(マニュアル等)(様式指定なし) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ISO9001の取得状況に応じて評価する。 ・ISO9001取得者(予備点3点) ・ISO9001申請中の者(予備点2点) 2 苦情処理要領(マニュアル等)の有無及び内容を評価する。(予備点2点) 	○ 苦情処理体制(要領又はISO9001に規定する品質マネジメントの取組等)を仕様書に規定する。	
				IV 自主検査体制の整備状況 (別紙6参照)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主検査体制の整備状況を評価する。 2 当該業務における自主検査体制の計画内容を評価する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主検査体制規程等(様式指定なし) 2 当該業務における自主検査体制計画書(様式指定なし) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主検査体制の規程の有無及び内容を評価する。(予備点2点) 2 自主検査体制計画書(当該業務分)の有無及び内容を評価する。(予備点2点) 	○ 自主検査体制計画書を仕様書に規定する。	

平成29年度から平成32年度までにおける大阪府本庁舎（咲洲庁舎を含む）他9施設の清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札に関する評価項目、評価点、評価内容及び提出書類

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方法(※詳しくは詳細シートを参照のこと)	確認(企画提案内容の担保)方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
[3] 公共性(施策)評価	福祉への配慮	30	12	I 知的障がい者等の就業状況 (別紙7～11参照)	<p>1 当該清掃業務等実施施設における知的障がい者配置基準人数どりの配置提案(平成30年2月1日までに現場配置)について評価する。 (別紙7、別紙8参照)</p> <p>2 知的障がい者(当該清掃業務等実施施設における就業者)の雇用条件等の提案内容及び平成17年度以降に実施した府の総合評価一般競争入札により雇用した知的障がい者に対する本件入札日の前日以前3年間に解雇実績(本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く。)がないことを評価する。 ※平成28年4月1日以降においては、改正障害者雇用促進法に基づき障がい者を理由とする差別的な取扱いをしないことを遵守する。(別紙9参照)</p> <p>3 平成17年度以降に実施した府の総合評価一般競争入札に基づき雇用している知的障がい者の継続雇用等に応諾する提案を評価する。 (別紙10参照)</p> <p>4 知的障がい者又は精神障がい者の雇用を実現するための支援体制の提案内容(支援機関に相談の上、企業として実施する具体的な内容)を評価する。 (1) 専任支援者の配置の有無 (2) 支援方法 ① 現場作業における支援 ② その他職場定着のための支援 (別紙11参照)</p>	<p>1 知的障がい者配置数提案書(様式3)</p> <p>2 雇用条件等及び解雇実績に関する報告書(様式4-1)</p> <p>3 継続雇用等に関する提案書(様式4-2)</p> <p>4 支援企画書(様式5)</p>	<p>1 配置基準人数どりの配置提案を評価して加点する。(3点)</p> <p>2 知的障がい者(当該清掃業務等実施施設における就業者)の雇用条件等の提案内容及び平成17年度以降に実施した府の総合評価一般競争入札により雇用した知的障がい者に対する、本件入札日の前日以前3年間に解雇実績(本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く。)がないことを評価する。(1点※) ※雇用条件等の評価とは、賃金その他事項について、労働基準法等の関係法令に抵触していないことを評価する。</p> <p>3 平成17年度以降に実施した府の総合評価一般競争入札に基づき雇用している知的障がい者の継続雇用等に応諾する提案を評価する。(2点) ※知的障がい者の継続雇用等に関して応諾する提案がない場合は、「I 知的障がい者等の就業状況」の項目の評価点(12点)は0点とする。</p> <p>4 知的障がい者又は精神障がい者の雇用を実現するための支援体制の提案内容(現に当該障がい者の就労支援を行う支援機関(エル・チャレンジ等)に相談の上、企業として実施する具体的かつ実現可能な内容を評価する。(6点) (1) 専任支援者の配置の有無(1点) (2) 支援方法(5点) ① 現場作業における支援(2点) ② その他職場定着のための支援(3点) ※4-(1)の「専任支援者の配置の有無」について評価が得られない場合は「I 知的障がい者等の就業状況」の項目の評価点(12点)は0点とする。</p>	<p>○ 就業予定者等の担保→各提案書を仕様書に規定し、就業者数等報告書等(契約締結後配布)の提出を求める。</p> <p>○ 知的障がい者又は精神障がい者の確認方法→知的障がい者又は精神障がい者であることを証する書類(療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等)の写しの提出を求める。</p> <p>○ 提案のあった内容は、府の関係部局等によりヒアリングを行うとともに、賃金台帳等で事後の確認を行う。なお、ヒアリングの結果、労働関係法令等に抵触することが判明した場合は、「I 知的障がい者等の就業状況」の評価点(12点)は0点とする。</p> <p>○ 企業間の引継ぎの際には、府の関係部局等が積極的に関与し継続雇用の担保を図る。</p>
				II 障がい者雇用に関する取組 (別紙12～15参照)	<p>(1) 障がい者の実雇用率又は法定雇用障がい者数超過数(平成29年6月1日現在)を評価する。(別紙13参照)</p> <p>(2) ① 障がい者の平均雇用継続期間(平成29年6月30日に在職する障がい者を対象とする。)を評価する。 ② 障がい者の労働条件等を評価する。 ③ 障がい者の定着率を評価する。 (別紙14参照)</p>	<p>(1) ○ 常用雇用労働者数が50人以上の事業主 ・平成29年6月1日現在の障害者雇用状況報告書(写し) ○ 常用雇用労働者数が50人未満の事業主 ・平成29年6月1日現在の「障がい者雇用状況報告書(常用雇用労働者50人未満の事業主用)」(様式6-1) (2) ○ 「現在の障がい者の雇用状況」に関する報告書(様式6-2) ○ 届出た「障害者職業生活相談員選任報告書」の写し(別紙5参照)</p>	<p>予備点数→評価点数 <別紙15参照> 0点→0点、1点→1点、2点→2点、3～4点→3点、5～6点→4点、7～8点→5点、9～10点→6点、11～12点→7点、13～14点→8点、15～16点→9点</p> <p>(1)実雇用率又は法定雇用障がい者数超過数に応じて評価する。(予備点7点) ※雇用障がい者数が法定雇用障がい者数を下回る場合は、「II 障がい者雇用に関する取組」の個別点(9点)は0点とする。雇用障がい者数が法定雇用障がい者数と同数である場合は、「(1)障がい者の実雇用率又は法定雇用障がい者数超過数(平成29年6月1日現在)を評価する。」の予備点(7点)は0点とする。</p> <p>(2)① 障がい者の平均雇用継続期間(平成29年6月30日に在職する障がい者を対象とする。)を評価する。(予備点2点)</p> <p>(2)② 障がい者の労働条件等を評価する。</p> <p>(2)③ 障がい者の定着率を評価する。(予備点3点)</p>	<p>(1) 常用雇用労働者数が50人未満の事業主が落札候補者の場合は、府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリング(労働者名簿、雇用契約書等の確認)により確認を行う。</p> <p>(2) 落札候補者の提案のあった内容については、府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリング(賃金台帳等の確認)により確認を行う。 なお、ヒアリングの結果、労働関係法令等に抵触することが判明した場合は、「II 障がい者雇用に関する取組」の評価点(個別点9点)は0点とする。</p>
				2 障がい者の就労支援に関する取組 (別紙15参照)	<p>(1) 指定施設等に対する業務発注について、企業としての次の合計額が一定額以上であることを評価する。 ・本件契約日以降2か年(契約日～平成31年10月31日まで)に実行される業務発注計画金額</p>	<p>(2)障がい者の就労支援計画書(様式7)</p>	<p>次の(1)の点数(上限予備点4点)を加点する。</p> <p>(1)企業としての、指定施設等に対する「業務発注計画金額」の合計金額に応じ、次のとおり加点する。 ・160,000円以上240,000円未満⇒予備点1点 ・240,000円以上320,000円未満⇒予備点2点 ・320,000円以上400,000円未満⇒予備点3点 ・400,000円以上⇒予備点4点</p>	<p>○ 障がい者の就労支援計画書(様式7)により提案を受けた内容を仕様書に規定。</p> <p>○ 業務発注計画の内容の実施確認 →障がい者の就労支援実績報告書(契約締結後配布)の提出を求め確認を行う。</p>

平成29年度から平成32年度までにおける大阪府本庁舎（咲洲庁舎を含む）他9施設の清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札に関する評価項目、評価点、評価内容及び提出書類

評価項目	評価点		評価内容		提出書類	加点方法（※詳しくは詳細シートを参照のこと）	確認（企画提案内容の担保）方法等		
	細分類	総点	個別点	項目				詳細	
公共性（施策評価）	福祉への配慮	9	III 就職困難者の雇用に関する取組（別紙17～19参照）		<ul style="list-style-type: none"> ・就職困難者の雇用等に関する取組提案書（様式8-1） ・就職困難者雇用計画書（様式9） ・就職困難者雇用実績報告書（様式10） 	<p>予備点数→評価点数 <別紙16参照> 0点→0点、1～3点→1点、4～6点→2点、7～8点→3点、9～10点→4点、11～12点→5点、13～14点→6点、15～16点→7点、17～18点→8点、19～20点→9点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規雇用者数については、就職困難者雇用計画書（様式9）により提案を受けた内容を仕様書に規定する。 ○ 就職困難者を新たに雇用又は解雇した場合は、速やかに就職困難者雇用状況報告書（契約締結後配布）の提出を求めるとともに、新たに雇用する場合はセンター利用証明書（就職支援5センター発行）の写しを提出させ、確認を行う。 ○ 評価の対象者について 次の（1）から（3）の評価対象者は、大阪府内の次の①～⑥の各センターの利用者とする。 ①地域就労支援センター、②障害者就業・生活支援センター、③大阪府母子家庭等就業・自立支援センター、④ホームレス自立支援センター、⑤地域若者サポートステーション、⑥生活困窮者自立支援機関（但し、⑤地域若者サポートステーションの利用者については、1年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。） 		
			1 就職困難者の雇用状況等（別紙17参照）	<ul style="list-style-type: none"> （1）就職困難者の新規雇用予定者数を評価する。（上限5名、予備点3点） （2）就職困難者の既雇用者数を評価する。（予備点9点） （3）就職困難者の定着状況（予備点3点） 70%～80%未満…1点 80%～90%未満…2点 90%以上…3点 （4）障がい者等就職困難者の雇用促進 大阪府が実施する障がい者等就職困難者の雇用促進施策への協力を評価 ○障がい者の雇用促進（予備点1点） 「障がい者サポートカンパニー制度」への登録 ○就職困難者の就労支援（予備点1点） 大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者である（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）への加入 <p>※（1）・（2）の人数については、新規雇用予定者数と既雇用者数の組み合わせも可</p> <p>※（1）～（3）を合わせた予備点の上限は9点とする。</p>				<ul style="list-style-type: none"> （1）新規雇用予定者数に応じて評価（上限5名、予備点3点） （2）既雇用者数に応じて評価（予備点9点） （3）定着状況に応じて評価（予備点3点） （4）障がい者等就職困難者の雇用促進（予備点2点） <p>※（1）～（3）を合わせた予備点の上限は9点とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> （1）（新規雇用者） 平成29年11月1日から平成30年11月1日までに新たに雇用する雇用者数を提案すること。なお、貴社が複数の入札物件に入札する場合は、それぞれ入札物件ごとに新たに雇用する雇用者数をそれぞれ提案すること。 （例）：2つの物件<①府立大学中百舌鳥キャンパスと②大阪精神医療センター>に入札する場合 ①府立大学中百舌鳥キャンパス：新規雇用2名、②大阪精神医療センター：新規雇用4名 …入札物件①、②両方とも落札した場合、会社としての新規雇用者は6名となる。 ただし、知的障がい者及び精神障がい者については、総合評価実施対象施設〔評価項目詳細シート（別紙3）その他欄◆2に記載の施設〕は、配置基準を設けているので、当該施設以外の現場での雇用とすること。 （2）（既雇用者の継続雇用） 平成26年6月1日から平成29年6月30日までの間に雇用された者のうち、平成29年6月30日現在在職している者 （3）（定着状況） 平成26年6月1日から平成28年4月1日までの間に雇用された者のうち、平成29年6月30日現在在職している者 <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者等就職困難者の雇用促進 ①「障がい者サポートカンパニー制度」への登録実績については、平成29年7月12日までに登録されていることを評価する。 ②補助事業者である（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）への加入実績については、平成29年7月12日現在において、加入されていることを評価する。
			2 賃金等の労働条件（別紙18参照）	<ul style="list-style-type: none"> （1）賃金等の確認 （2）各種保険加入の確認 （3）勤務日数及び有給休暇制度の確認 （4）育児・介護制度の充実に関する取組の有無（予備点1点） （5）公正採用選考人権啓発推進員の選任及び公正採用選考人権啓発推進員新任・基礎研修の受講の有無（予備点1点） （6）従業員が離職する際の再就職あっせん等の支援（予備点1点） （7）その他従業員の労働条件等の向上に取り組んでいる事項（予備点1点） 				就職困難者の雇用等に関する取組提案書（様式8-2）	<ul style="list-style-type: none"> ・企業における賃金等の雇用条件について、最低賃金、各種保険加入等法令に抵触していないかなどを確認するとともに、（4）～（7）の該当項目数に応じて1～4点（予備点）を加点。（予備点総点4点） <p>※（1）～（3）の項目については、法令遵守事項及びそれに準じる重要事項について確認を行う。</p>
3 現在の母子家庭の母の雇用状況（別紙19参照）	母子家庭の母の雇用率又は雇用者数（平成29年6月1日に在職する母子家庭の母を対象とする。）を評価する。	現在の母子家庭の母の雇用状況に関する報告書（様式11）	雇用率及び雇用者数に応じて評価する。（予備点5点）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子家庭の母を雇用していることを示す書類（扶養控除申告書、特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書等）の確認を行うことがある。 					

平成29年度から平成32年度までにおける大阪府本庁舎（咲洲庁舎を含む）他9施設の清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札に関する評価項目、評価点、評価内容及び添付書類

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方法（※詳しくは詳細シートを参照のこと）	確認（企画提案内容の担保）方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
[3] 公共性（施策）評価	環境への配慮	6	2	I 環境マネジメントシステムの導入（別紙20参照）	<p>1 入札参加者の入札日の前日時点の環境マネジメントシステム認証の取得状況を評価する。</p> <p>※ 環境マネジメントシステム認証とは、ISO14001、エコアクション2.1（これと相互認証するものを含む）認証、KES（これと相互認証するものを含む）認証、エコステージ認証、その他第三者認証をいう。</p>	<p>次のいずれかの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001登録証 ・エコアクション2.1（これと相互認証するものを含む）登録証 ・KES（これと相互認証するものを含む）登録証 ・エコステージ登録証 ・その他第三者認証制度の登録証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001、エコアクション2.1（これと相互認証するものを含む）、KES（これと相互認証するものを含む）、エコステージのいずれかの取得者 ⇒ 2点 ・その他第三者認証制度取得者 ⇒ 1点 <p>※ ただし、重複評価は行わない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種登録証等により確認を行う。 ※ 各認証制度等の窓口ホームページ ・エコアクション2.1→一般財団法人持続性推進機構のホームページ http://www.ea21.jp/ ・KES→特定非営利活動法人 KES環境機構のホームページ http://www.keskyoto.org/ ・エコステージ→一般社団法人エコステージ協会のホームページ http://www.ecostage.org/
			2	II 再生品の使用（別紙21参照）	<p>1 当該業務で使用する資機材の再生品（大阪府認定リサイクル製品、エコマーク商品、又はPETボトルリサイクル推奨マーク商品の使用計画（平成30年1月31日までに使用開始予定）を評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材等再生品使用計画書（様式12） ・再生品であることがわかる内容の商品カタログ等（当該再生部分の写しのみでよい。） 	<p>○ 再生品の使用状況に応じて加点（2点）</p> <p><加点方法> 清掃において一般的に使用する資材を「作業服」「ほうき関連製品」「デッキブラシ関連製品」「モップ関連製品」「ダストクロス」「ちりとり・バケツ・ダストカートほか」の6区分に分け、当該業務で使用する資機材における再生品の使用計画に応じて加点する。 再生品は、大阪府認定リサイクル製品、エコマーク、PETボトルリサイクル推奨マークがついているもののみを対象とする。 報告書等に使用する紙類等の事務用品や当該業務以外で使用する資機材は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6区分全てで再生品を使用する場合 ⇒ 2点 ・4から5区分で再生品を使用する場合 ⇒ 1点（再生品を使用する区分が、4区分に満たない場合は加点しない） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資機材等再生品使用計画書（様式12）及び添付された商品カタログの写し等により確認を行う。 ○ 再生品の使用についての提案のあった資機材を当該業務に使用する旨を仕様書に規定する。 ○ 仕様書の規定に基づき、資機材に提案のあった再生品が使用されているか、資機材等再生品使用実績報告書（契約締結後配布）の提出を求め確認を行う。
			2	III 次世代自動車の使用（別紙22参照）	<p>1 入札参加者の次世代自動車〔※1〕の使用〔※2〕状況を評価する。</p> <p>※1 「次世代自動車」は電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・水素エンジン自動車・クリーンディーゼル車を指す。 ※2 「使用」とは自社で自動車を所有していることまたは車検証上自社が使用者として登録されているリース車を使用することを指し、レンタカー及び他社名義の自動車の使用は含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車使用状況報告書（様式13） 	<p>○ 入札参加者の次世代自動車の使用状況に応じて加点（2点）。</p> <p>入札参加者の社全体で使用している自動車のうち、次世代自動車の使用率（小数点以下切捨）</p> <ul style="list-style-type: none"> 10%以上20%未満 ⇒ 1点 20%以上 ⇒ 2点 <p>なお、車を1台も使用していない場合には、2点を加点する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次世代自動車使用状況報告書（様式13）により確認を行う。 ○ 提案のあった内容については、府の関係部局による落札候補者に対するヒアリングにより確認を行う。 → 落札候補者となったときは、「車検証の写し」を提出していただきます。